

## 盛岡商工会議所会館 会議室貸与に関する規約

- 第1条 盛岡商工会議所会館の会議室は、この規約により会員に対して貸与する。会員外であっても当商工会議所の目的に適合する者に貸与することができる。
- 第2条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は貸与しない。
- (1) 風俗を乱したり公安を害するおそれがあるとき。
  - (2) 建物、付属物又は備品等をき損するおそれがあるとき。
  - (3) その他、当商工会議所において不相当と認めるとき。
- 第3条 貸与時間は、次の通りとする。但し、やむを得ない事情で超過する場合は予め承認を得るものとする。
- (1) 平日午前9時から午後5時まで
  - (2) 土曜日午前9時から正午まで
- 2 前項の貸与時間以外の時間の使用については、特に認める場合のみとする。
- 第4条 貸与を受けようとする者は、所定の使用申込書に下記の事項を記載し、第6条に定める使用料を添えて当商工会議所に申し込むものとする。
- (1) 使用日時
  - (2) 使用目的、内容
  - (3) 使用会議室名
  - (4) 集会予定人員
  - (5) 必要設備
  - (6) 使用責任者の住所、氏名及び電話番号
- 第5条 当商工会議所は、使用内容、目的等相当であると認められた場合は、申込者に対し使用承諾書を交付するものとする。但し、使用承諾書交付後であっても、次の各号の一に該当する場合は、即時使用を中止する。
- (1) 申込書の内容と使用に相違が認められたとき。
  - (2) 使用時間が当商工会議所の承諾なく超過したとき。
  - (3) 会場が喧騒にわたり他に迷惑をおよぼす事態が生じたとき。
  - (4) その他、当商工会議所において使用上不相当と認められたとき。
- 第6条 使用料金は、別表の通りとする。但し、会頭が特に認めた者については会員料金とすることができる。
- 第7条 貸与承諾後であっても第5条の但し書の規定に該当し、使用の承諾を取消し又は使用を中止したことによる損害の賠償の責は負わないものとする。
- 第8条 既納の使用料金は返戻しないものとする。但し、次に該当する場合は夫々返戻する。
- (1) 不可抗力により使用ができなくなったとき、返戻する額は全額とする。
  - (2) 当商工会議所の必要により使用承諾を取り消したとき、返戻する額は全額とする。
  - (3) 使用日の1週間前までに取り消したとき返戻する額は5割とする。
- 第9条 会議室使用に伴い建物、付属物又は備品等をき損又は滅失したときは、使用責任者においてその損害を賠償するものとする。
- 第10条 特に設備に、装備等を施し又は、持ち込む場合は予め承認を受けるものとする。この場合、当商工会議所に於いて費用を負担したときは、その実費を徴収する。
- 第11条 使用者は次の事項を厳守するものとする。
- (1) 承認を受けた目的以外に使用し又は転貸しないこと。
  - (2) 備付の設備、機械器具又は特別に電気等を使用するときは、予め申込の上使用料を払い込むこと。
  - (3) 建物、付属物備品等の釘類の打ちつけ又は紙類を糊付しないこと。
  - (4) 喧騒、粗暴の挙動をしないこと。
  - (5) 承認を受けた以外の場所を無断で使用しないこと。
  - (6) 会場使用のための準備は使用者の責任において行い、使用後は全部の設備を元の状態に復すること。
- 第12条 会議室使用に伴い会館（敷地を含む。「以下同じ」）に持ち込まれた設備、備品、展示品等の盗難、紛失、火災、損害等については当商工会議所はその責を負わないものとする。
- 第13条 承認を得ずして、会館において寄付行為、物品の販売をしてはならない。
- 第14条 使用者は、非常口の場所、誘導方法、消火設備等を前もって集会者に対し周知徹底する等不時の災害に備えてとるべき措置を講ずるものとする。
- 第15条 使用者は、発火物、爆発物等の危険物の持込み及び館内での喫煙場所以外における喫煙の禁止を徹底するものとする。
- 附 則 この貸与規約は、昭和57年11月15日より施行する。  
この改正規定、別表会議室使用料金は、平成2年4月1日から施行する。  
この改正規定、別表会議室使用料金注意書きは、平成5年7月1日から施行する。